

かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」における証拠採取等に係る連携・協力に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）、神奈川県警察（以下「乙」という。）、神奈川県産科婦人科医会（以下「丙」という。）及び医療法人徳洲会湘南鎌倉総合病院（以下「丁」という。）は、甲が運営する「かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」」（以下「かならいん」という。）における証拠採取及び保管（以下「証拠採取等」という。）に係る連携・協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙、丙及び丁が、連携・協力して、被害者が届出を躊躇している段階において、後日届出意思を有するに至った場合に備え、「かならいん」の医療支援に伴う証拠採取等の実施体制を整備することにより、被害者の心身の負担を軽減しつつ、被害の潜在化防止を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、乙、丙及び丁の四者は、前条の目的を達成するため、「かならいん」の医療支援に伴う証拠採取等の実施体制の整備について、次のとおり役割を分担するとともに、相互に連携・協力する。

甲（神奈川県）	(1) 証拠採取等に関する総合的調整 (2) 証拠採取等に必要な専門的人材の育成 (3) 丁が「かならいん」の基幹病院として実施する緊急医療等の提供及び証拠採取等の実施に必要な費用（証拠採取等に当たり整備する物品に係る初期投資費用を含む。）に対する負担等の財政的支援（甲が別に定めるものに限る。） (4) 被害者の同意に基づく資料（検体）の提出の際の乙及び丁との連絡等
乙（神奈川県警察）	(1) 的確な証拠採取等の方法の教示 (2) 被害者の同意に基づく資料（検体）の提出の際の甲及び丁との連絡等
丙（一般社団法人神奈川県産科婦人科医会）	(1) 協力病院等（性犯罪被害者への支援における連携・協力に関する協定（平成24年2月1日締結）の第2条第2号に規定する協力病院等をいう。）に対する証拠採取等に係る情報の提供

丁（医療法人徳洲会湘南鎌倉総合病院）	(1) 「かならいん」の基幹病院としての緊急医療等の提供及び証拠採取等の実施 (2) 前号に必要な医療従事者の確保 (3) 証拠採取等に必要な物品の整備 (4) 被害者の同意に基づく資料（検体）の提出の際の甲及び乙との連絡等
--------------------	---

（協議）

第3条 この協定に定めのない事項で協議する必要があるとき及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁は協議して必要な事項を決定するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結の日（証拠採取等の実施に係る部分（準備行為を除く。）は令和4年10月1日）から令和5年3月31日までとし、甲、乙、丙又は丁が、期間が満了する1か月前までに異議を申し出ない限り、以後、1年ごとに自動更新するものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁がそれぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和4年3月30日

甲 神奈川県知事

黒岩 祐治

乙 神奈川県警察本部長

林 学

丙 一般社団法人神奈川県産科婦人科医会会長

中野 眞佐男

丁 医療法人徳洲会湘南鎌倉総合病院院長

篠崎 伸明